

物 品 売 買 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 買主(以下「甲」という。)及び売主(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の物品(以下「物品」という。)を契約書記載の納入期限(以下「納入期限」という。)までに契約書記載の納入場所に納入し、甲は、契約書記載の売買代金(以下「売買代金」という。)を支払うものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 4 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言葉は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行く。

~~(契約の保証)~~

~~第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。~~

~~(1) 契約保証金の納付~~

~~(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供~~

~~(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関(出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)の保証~~

~~(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結~~

~~2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保~~

~~険金額(第4項において「保証の額」という。)は、売買代金額の100分の10以上としなければならない。~~

~~3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。~~

~~4 売買代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の売買代金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。~~

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(売買代金に含むもの)

第4条 売買代金は、梱包、運送及び据付に要する費用を含むものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく、甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら発見したときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。

3 甲は、調査の結果を取りまとめ、速やかにその結果を乙に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果必要があると認められるときは、甲は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは納入期限又は売買代金額を変更し、及び乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第6条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは納入期限若しくは売買代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約の履行に係る乙の提案)

第7条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に

優れた代替物品、代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、納入期限又は売買代金額を変更しなければならない。

（乙の請求による納入期限の延長）

第8条 乙は、天災その他乙の責に帰することができない事由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により甲に納入期限の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による納入期限の短縮又は延長）

第9条 甲は、特別の理由により、納入期限を短縮又は延長する必要があるときは、乙に対して納入期限の短縮変更又は延長変更を請求することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは売買代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（納入期限又は売買代金額の変更方法）

第10条 この約款の規定により納入期限又は売買代金額を変更する場合は、甲乙協議して定める。

2 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（検査）

第11条 乙は、物品を納入したときは、その旨を納品書により甲に通知しなければならない。

2 甲が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査（以下「受領検査」という。）を完了しなければならない。この場合においては、甲は、当該受領検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の受領検査に合格しないときは、直ちに、これを引き取り、甲の指定する期間内に改めて物品を完納し、受領検査を受けなければならない。

（所有権の移転）

第12条 物品の所有権は、甲が受領検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって甲に移転するものとする。

（損害）

第13条 所有権移転前に生じた一切の損害は、乙の負

担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（売買代金の支払）

第14条 乙は、第11条第2項又は第3項の受領検査に合格したときは、この契約に定めるところにより、甲に売買代金の請求をすることができる。

2 売買代金の支払期限は、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日とする。

（部分払）

第15条 物品が可分なものであるときは、乙は、物品の完納前に、物品の納入部分に相応する売買代金について、甲に対して、部分払を請求することができる。この場合において、第11条及び第12条中「物品」とあるのは「部分払に係る物品」と、第14条中「売買代金」とあるのは「部分払に係る売買代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 乙は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求に係る納入部分の確認を甲に請求し、承諾を得なければならない。

（第三者による代理受領）

第16条 乙は、甲の承諾を得て売買代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第14条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（契約不適合）

第17条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相応な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。ただし、乙がそのことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 第1項に定める履行の追完の請求を行うことのできる期間は、第12条に規定する所有権移転の日から1年とする。ただし、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は5年とする。

(契約金額減額請求権)

第 17 条の 2 契約不適合があり、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて売買代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は、催告をすることなく直ちに売買代金の減額を請求することができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は売買代金の減額を請求することができない。ただし、乙がそのことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(準用)

第 17 条の 3 前 2 条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求及び解除権の行使についても準用する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 18 条 乙の責に帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により第 14 条第 2 項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) その責に帰すべき理由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みが明らかでないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 第 23 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、売買代金額の 100 分の 10 に相当する

額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

~~3 前項の場合において、第 2 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。~~

第 20 条 甲は、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為

(2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条に規定する行為

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第 21 条 甲は、乙又はその経営幹部（役員又は支店若しくは営業所（常時の請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。

(3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は代理人、受託者等として使用しているとき。

(4) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。

(5) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、友人又は知人として会食、遊技、旅行等を共にし、又はパーティー等に招待し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をしたとき（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部が行うものに限る。）。

(6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）

が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に便宜を供与したとき。

(7) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から前号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知りながら、これらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結したとき。

(8) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から第 6 号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知らずに、これらの者を雇用し、又はこれらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結した場合であって、甲が乙に対して解雇に係る手続き、契約の解除その他の適正な是正措置を求め、乙がこれに速やかに従わなかったとき。

2 乙は、甲が前項各号に掲げる事由の有無を確認するため、役員名簿その他の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。

3 ~~第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定により契約が解除された場合に準用する。~~

4 甲は、第 1 項第 8 号の規定により求めた是正措置を乙が行ったことにより乙に損害が生じて、その損害の賠償の責を負わないものとする。

第 22 条 甲は、物品が完納するまでの間は、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項又は前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、物品の納入部分を受領検査のうえ、当該受領検査に合格した部分の引き渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金を乙に支払わなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第 23 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 6 条の規定により仕様書等を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害が生じたときは、その損害の賠償を甲に

請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第 24 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から代金支払の日まで、契約日における、遅延利息の率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴できるものとする。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の延滞金を徴収する。

~~(契約保証金の返還)~~

~~第 25 条 甲は、乙がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。ただし、第 17 条第 3 項に定める期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。~~

(相殺)

第 26 条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(個人情報の保護)

第 27 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 28 条 この約款に定めのない事項については、鳥取県東部広域行政管理組合財務規則（昭和 53 年鳥取県東部広域行政管理組合規則第 12 号）第 4 条の規定により準用する鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）の定めるところによるほか、必要に応じて、甲乙協議して定める。

上記約款中、第 2 条、第 19 条第 3 項、第 20 条第 2 項中 5 字、第 21 条第 3 項中 5 字及び第 25 条を削除する。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複製及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。